

## 届出が不要となる場合

事後届出の対象となる土地売買等の契約に該当しない場合又は届出の適用除外となる契約の場合は、事後届出が不要となります。

### 土地売買等の契約に該当しない

---

- ・ 地役権、永小作権、使用貸借権、抵当権、不動産質権の移転又は設定
- ・ 贈与、負担付贈与、財産分与、信託の引受及び終了
- ・ 形成権の行使（予約完結権の行使、買戻権の行使）
- ・ 交換分合（土地改良）
- ・ 相続、法人の合併、遺産の分割、遺贈、負担付遺贈、包括遺贈
- ・ 時効
- ・ 土地収用
- ・ 換地処分（土地改良、区画整理）
- ・ 権利変換（都市再開発）
- ・ 共有持分の放棄
- ・ 地上権もしくは賃借権の移転または設定において権利金その他名目のいかんを問わず権利の設定等に伴う一時金相当額としての支払いがないもの（年々又は月々の地代及び敷金その他地代の不払いの場合の担保として支払われるものについては、原則として、権利金その他の一時金相当の授受に該当しないものとして取り扱う）

### 適用除外となる契約

---

- ・ 農地法第3条第1項の許可を要する場合
- ・ 民事調停法による調停
- ・ 民事訴訟法による和解
- ・ 家事事件手続法による調停
- ・ 会社法、破産法、会社更生法、保険業法、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律、民事再生法の規定に基づく手続等において裁判所の許可を得て行われる場合
- ・ 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行により換価する場合
- ・ 当事者の一方又は双方が国等（国、地方公共団体及び国土利用計画法施行令第14条に定める法人である独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社等）である場合